

犬山市下水道事業経営戦略（案）

団 体 名 : 愛知県犬山市

事 業 名 : 犬山市下水道事業
(公共下水道事業・農業集落排水事業)

策 定 日 : 令和 7 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 (2025) 年度 ~ 令和 16 (2034) 年度

※公共下水道事業については、「(雨水)」の表記がないものについては、汚水事業について記載している。

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供用開始年度 (供用開始後年数) ※令和5年度末現在	公共下水道事業 : 平成元年度 (供用開始後35年) 農業集落排水事業 : 平成13年度 (供用開始後23年)	法適(全部適用・一部適用)非適の区分	一部適用 (平成31年4月1日適用)
処理区域内人口密度 ※令和5年度末現在	公共下水道事業 : 45.4人/ha 農業集落排水事業 : 8.2人/ha	流域下水道等への接続の有無	有(公共下水道事業)
処理区数	公共下水道事業(汚水) : 2処理区 (雨水) : 47排水区 農業集落排水事業 : 1処理区(入鹿神尾地区)		
処理場数	公共下水道事業 : なし(流域下水道に接続のため) ※流域下水道の処理施設は、五条川左岸浄化センター・五条川右岸浄化センターの2処理場 農業集落排水事業 : 1処理場(入鹿神尾地区浄化センター)		
広域化・共同化・最適化実施状況*1	供用開始当初より流域下水道に接続しており、広域化は図れています。 また、愛知県の広域化・共同化計画に参画し、管きょ調査の共同化を実施しています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料 (1 使用月につき、税抜き)

一般家庭用使用料体系の概要・考え方 ※令和5年度末現在	公共下水道事業・農業集落排水事業の2事業とも同一の使用料体系 一般用					
	基本使用料：550円 (5m ³ まで)	超過使用料：	5m ³ を超えるもの	10m ³ まで	44円 (1m ³ につき)	100m ³ まで
			10m ³ を超えるもの	20m ³ まで	84円 (1m ³ につき)	500m ³ まで
			20m ³ を超えるもの	30m ³ まで	104円 (1m ³ につき)	154円 (1m ³ につき)
			30m ³ を超えるもの	100m ³ まで	129円 (1m ³ につき)	199円 (1m ³ につき)
			100m ³ を超えるもの	500m ³ まで	154円 (1m ³ につき)	500m ³ を超えるもの
						199円 (1m ³ につき)
業務用使用料体系の概要・考え方	概要：一般用と公衆浴場用の2つの用途別使用料を採用し、それぞれ基本使用料と超過使用料を設定し、超過使用料は過増制を採用することにより、一般家庭用の使用料に配慮した使用料設定をしています。					
	また、公衆浴場用については、公衆衛生上、利用者の過度の負担とならないよう配慮した使用料設定をしています。					
その他の使用料体系の概要・考え方 ※令和元年度末現在	一般家庭用使用料体系と同じ					
条例上の使用料*2 (20 m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度 1,610 円	実質的な使用料*3 (20 m ³ あたり)	令和3年度 2,045 円	令和4年度 1,610 円	一般用で算定した額の2分の1	令和4年度 2,050 円
	令和5年度 1,610 円	※過去3年度分を記載	令和5年度 2,023 円			

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたものをいう。また、数値は、公共下水道、農業集落排水事業の平均値。

③ 組 織

職 員 数 ※令和6年4月1日現在	9名 (正規職員8名・パートタイム会計年度任用職員1名)		
事業運営組織	<pre> graph LR DEP[都市整備部] --- SDK[下水道課] DEP --- SEK[整備課] SDK --- SDU[庶務担当] SDK --- SPU[計画・建設担当] SDK --- PDU[排水設備担当] SEK --- WK[水道課] SEK --- DK[都市計画課] SEK --- TMK[土木管理課] </pre> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道事業（雨水）実施 ・使用料徴収事務委託 ・処理場運転業務委託 ・下水道事務委託 		

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	下水道事務（排水設備業務）・マンホールポンプ保守点検業務及び入鹿神尾地区浄化センター運転業務（農業集落排水事業）について、民間会社に長期継続契約にて委託しています。 また、使用料の調定・徴収業務等について、水道課を通して民間会社に長期継続契約にて委託しています。
	イ 指定管理者制度	—
	ウ PPP・PFI	—
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	—
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	—

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

別紙 決算の経営比較分析表を添付

(4) 下水道計画区域の見直しについて

令和5年度に学識経験者や市民代表からなる審議会にて犬山市下水道事業における課題を整理し、国や県の方針や下水道整備の期間及び費用等を踏まえて、未整備区域の計画区域について将来の在り方を検討しました。

その結果、市街化調整区域のうち具体的な整備計画がない区域を公共下水道計画区域から合併浄化槽による処理区域に変更すべきとの答申を受け、下水道計画区域の変更を行いました。

今回の経営戦略ではこれらを反映しています。

別紙 検討当時の見直し前後の計画図を添付

2. 将来の事業環境

(1) 接続人口の予測

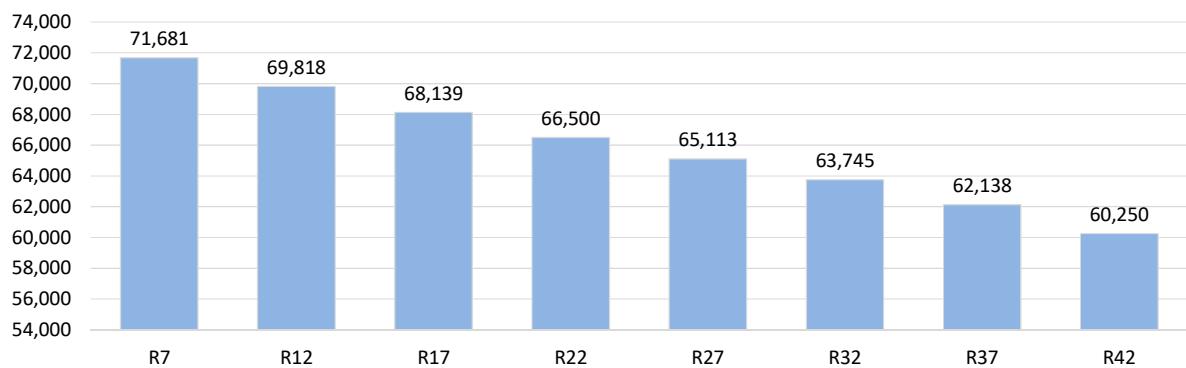
1) 行政区域内人口の予測

犬山市では、令和4年10月に「犬山市人口ビジョン」を改訂し、国立社会保障・人口問題研究所と犬山市独自設定の将来人口推計が示されています。

本経営戦略では、犬山市が目指すべき将来展望としての推計である犬山市人口ビジョン将来人口推計を採用します。

[単位:人]

行政区域内人口の推移



2) 接続人口の予測

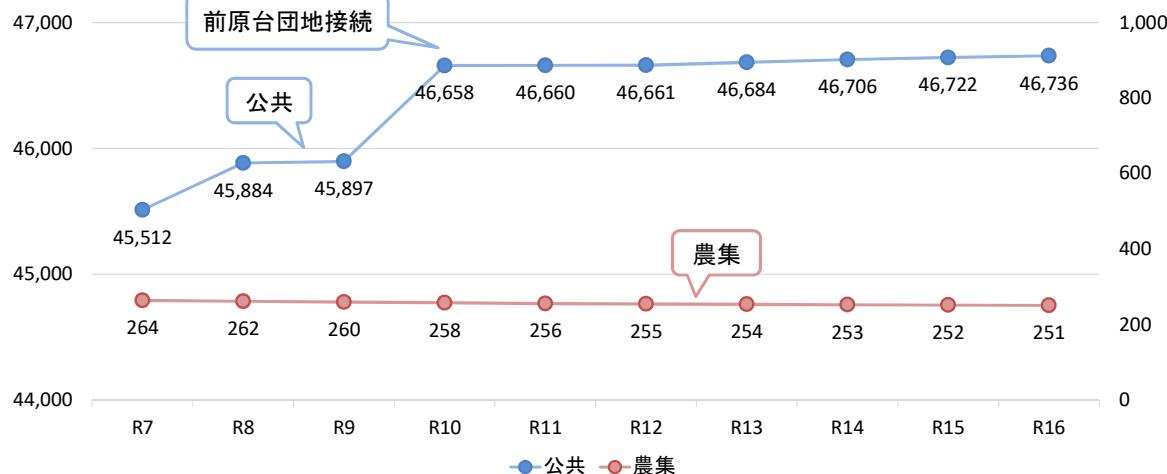
接続人口は、下水道整備に伴う増加を見込んでいます。令和7年度には右岸処理区の坂下・上坂地区の下水道整備が完了予定であり、令和10年度には前原台団地の下水道一斉切替えを予定しているため、1,000人程度増加する見込みです。

農業集落排水事業は整備完了し、接続率も93%と高いが、区域の拡大がないため、今後は接続人口が減少する見込みです。その減少度合については、犬山市人口ビジョンの予測値を考慮しています。

[単位:人]

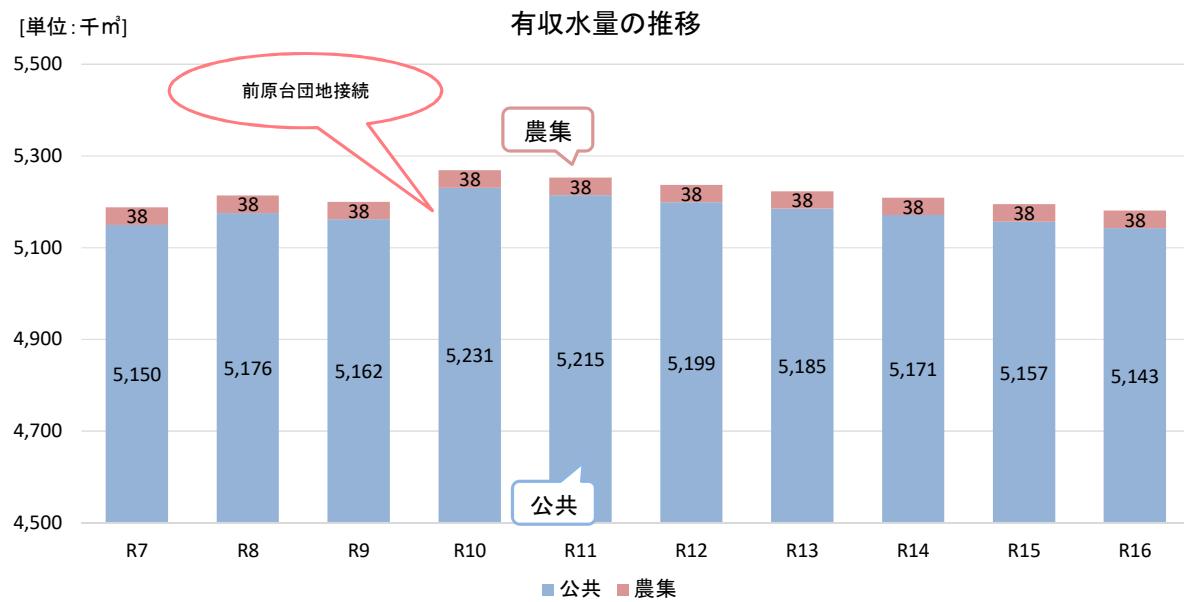
接続人口の推移

[単位:人]



(2) 有収水量の予測

有収水量は前述の「接続人口と事業ごとの一人当たりの年間有収水量」により推計しています。なお、一人当たりの年間有収水量は過去の実績から公共下水道事業は減少傾向を見込み、農業集落排水事業は横ばい傾向を見込んでいます。そのため、年間有収水量は下水道事業では令和10年度以降は減少傾向で推移し、農業集落排水事業はほぼ横ばいで推移すると予想されます。



(3) 使用料収入の見通し

使用料収入の予測にあたっては、「有収水量×平均使用料単価」により算出しています。
有収水量は下水道事業では令和10年度以降は減少傾向で推移し、農業集落排水事業はほぼ横ばいで推移しているため、使用料収入も同様の傾向となります。令和8年度以降は使用料改定によって使用料が増加する見込みです。



(4) 施設の見通し

公共下水道事業では、耐用年数50年を超えた管きょが現時点で一部存在しています。また、既存団地より移管を受けた管きょの一部には耐用年数に近づくものが存在します。そのため、ストックマネジメント計画※1に基づき、管きょの改築・更新を計画的に進めています。

農業集落排水事業では、施設整備が完了しているため、管きょの新規布設等、大規模な建設費が発生することは見込まれません。一方、今後、処理場及び管きょの修繕や更新が見込まれるため、最適化構想※2などに基づき、改築・更新を計画的に進めています。

※1：ストックマネジメント計画とは、長期的な視点で下水道施設全体の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行い、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした管理を最適化することを目的して策定した計画

※2：最適整備構想とは、ストックマネジメントの観点から農業集落施設の適切な機能保全とライフサイクルコストの低減を図ることを目的として策定した計画

(5) 組織の見通し

水道部・都市整備部の統合、排水設備業務の民間委託等、組織・業務の合理化を図ってきました。今後も市民の公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図るために、事務・技術系職員の適切な配置体制にて業務を実施していきます。

3. 経営の基本方針

【公共下水道事業】

都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、昭和57年より事業着手し、平成元年から供用を開始しています。今後の事業運営については、以下の基本方針により進めていきます。

①公共下水道の整備及び接続促進

公共下水道の整備は、市街化区域及び前原台団地について計画的に進めています。
未接続世帯への個別訪問や啓発文書の送付等を行い、接続の促進を図っていきます。
なお、雨水対策事業については、五ヶ村排水区及び五郎丸第二排水区について雨水整備を計画的に進めています。

②公共下水道施設の維持管理

公共下水道施設の維持管理を計画的に進めています。

③事業運営の健全化

不明水（浸入水）の割合が増加傾向であるため、削減に取り組み、効率的な事業運営に努めます。

【農業集落排水事業】

農業集落における農業用排水の水質保全及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質保全に寄与するため、平成8年より事業着手し、平成13年から供用を開始しています。今後の事業運営については、以下の基本方針により進めています。

①農業集落排水施設の維持管理

農業集落排水施設の維持管理を計画的に進めています。

②事業運営の健全化

不明水（浸入水）の割合が増加傾向であるため、削減に取り組み、効率的な事業運営に努めます。

将来の公共下水道への編入について、今後検討していきます。

4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

目 標	【公共下水道事業】 管きよ整備については、市街化区域及び前原台団地について着実な実施を目指します。 管きよの維持管理について、適正な実施を目指します。 令和16年度までに不明水率20%を目標とします。			
	項目	令和5年度 (実績)	令和11年度	令和16年度
	不明水率 (%)	36	33	20
	【公共下水道事業（雨水）】 雨水対策事業については、五ヶ村排水区及び五郎丸第二排水区の整備の着実な実施を目指します。			
【農業集落排水事業】 処理場及び管きよの維持管理について、適正な実施を目指します。				

【公共下水道事業】

- ・五条川右岸処理区の坂下・上坂地区管きよ整備については、令和7年度の完了を目指しています。
- ・五条川左岸処理区の前原台団地管きよ整備については、令和9年度の完了を目指しています。
- ・令和5年度の下水道計画区域の見直しで未整備区域約340haを削除しており、その効果として削減できた費用を改築工事に充てることで令和10年度以降に不明水対策として従来以上に改築工事を促進して不明水の削減を図り、不明水率を令和5年度末の36%から令和16年度末で20%まで向上する目標とします。
- ・管きよの維持管理については、ストックマネジメント計画に基づく更生工事による長寿命化及び老朽化による更新の両面にて、進めています。

【公共下水道事業（雨水）】

- ・令和2年度に五ヶ村排水区の事業計画を作成し、雨水対策事業を実施します。工事着手は令和4年度より実施しており、令和13年度の完了を目指しています。
- ・令和6年度に五郎丸第二排水区の事業計画を作成し、雨水対策事業を実施します。工事着手は令和9年度を予定しており、令和14年度の完了を目指しています。

【農業集落排水事業】

- ・処理場及び管きよの維持管理については、最適化構想等に基づき、修繕や更新をしていきます。

②収支計画のうち財源についての説明

目 標	【公共下水道事業】																									
	<ul style="list-style-type: none"> 令和11年度末に経費回収率100%の達成を目指します。 令和16年度末までに接続率96%達成を目指します。 																									
	項目	令和5年度 (実績)	令和11年度	令和16年度																						
	経費回収率※ (%)	68	100	100																						
※経費回収率については、人口減少や物価上昇等の影響により減少傾向にありますが、目指すべき値として経費回収率100%に近づけるように努めます。																										
<ul style="list-style-type: none"> 下水道接続のPRを継続して実施し、本経営戦略では令和5年度末の87%から令和16年度末で96%の接続率の向上を目指します。 主な財源としては、使用料・企業債・負担金・補助金及び一般会計からの繰入金です。 下水道使用料については、令和8年度及び令和11年度での改定を予定し、経費回収率100%の達成を目指します。 <p>人口減少や物価上昇の影響で経費回収率は減少傾向にありますが、目指すべき値として経費回収率100%に近づけるように努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業債発行については、事業の進捗等を見極め、将来負担が過大にならないよう、バランスのとれた借り入れを行っていきます。 負担金については、受益者負担金等の収入を見込んでいます。 一般会計からの繰入金については、財政部局との調整を行い、今後も必要に応じ一般会計からの繰り入れを受けていきます。 																										
<table border="1"> <caption>経費回収率の推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>経費回収率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>R7</td><td>65</td></tr> <tr><td>R8</td><td>85</td></tr> <tr><td>R9</td><td>85</td></tr> <tr><td>R10</td><td>85</td></tr> <tr><td>R11</td><td>98</td></tr> <tr><td>R12</td><td>98</td></tr> <tr><td>R13</td><td>98</td></tr> <tr><td>R14</td><td>98</td></tr> <tr><td>R15</td><td>98</td></tr> <tr><td>R16</td><td>98</td></tr> </tbody> </table>					年	経費回収率(%)	R7	65	R8	85	R9	85	R10	85	R11	98	R12	98	R13	98	R14	98	R15	98	R16	98
年	経費回収率(%)																									
R7	65																									
R8	85																									
R9	85																									
R10	85																									
R11	98																									
R12	98																									
R13	98																									
R14	98																									
R15	98																									
R16	98																									

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<ul style="list-style-type: none"> 施設の動力費や委託費などの維持管理費については、近年の物価の上昇傾向を踏まえて、計画期間については物価上昇率を見込みました。 職員給与費については、大きな増減はないものと考えています。 減価償却費については、整備に比例した増加を見込んでいます。 企業債償還金については、借入額の大きな企業債の完済等により減少する見込みです。 支払利息については、借入金利の上昇傾向により増加していく見込みです。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	<p>【公共下水道事業】 供用開始当初より流域下水道に接続しており、広域化は図れています。 また、愛知県の広域化・共同化計画に参画し、管きょ調査の共同化を実施しています。</p> <p>【農業集落排水事業】 将来の公共下水道への編入について、今後検討していきます。</p>
投資の平準化に関する事項	—
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	将来的には、老朽化した管路の増加や、職員数の減少等により適切な維持管理や更新が困難になるおそれがあります。 そのため、民間事業者のノウハウを生かし効率的な業務を行っていくため、今後、ウォーターPPP※等の民間活用の導入に向けて検討を行います。
その他の取組	—

※ウォーターPPPとは、水道、下水道、工業用水道において、コンセッション事業へ段階的に移行するための官民連携方式を「管理・更新一体マネジメント方式」として新設。コンセッション事業と併せて「ウォーターPPP」と定義されている。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	下水道使用料の見直しについて、5年に1度の周期で、定期的な検証・見直しを行う方針とします。 今回の経営戦略においては、令和8年度に改定率25%、令和11年度に改定率さらに25%（累計50%）の使用料改定を行う計画としました。
資産活用による収入増加の取組について	下水道施設を利用した新たな財源確保の取り組みとしてマンホール広告事業を実施しています。 その他下水道事業の保有資産の有効活用を検討します。
その他の取組	—

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在、下水道事務・マンホールポンプ保守点検業務・処理場の運転業務委託等を実施しております。また、水道課を通して使用料調定・収納業務等を委託しており、民間の活力を活用し、経済的な事業経営を行っています。
職員給与費に関する事項	職員給与費の大きな増減はないものと見込まれます。
動力費に関する事項	マンホールポンプの基数が増加する予定のため、動力費は今後増加となる見込みです。
薬品費に関する事項	—

修繕費に関する事項	必要な修繕は実施しつつ、ストックマネジメント計画等によりリスク管理や修繕費の平準化を図っていきます。
委託費に関する事項	長期継続契約等を活用し、委託費の削減を図っていきます。
その他の取組	—

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度の決算後に実績との比較を行い、実態と大きく乖離する場合は、その原因を分析します。また、5年ごとの中期スパンで経営分析等の再検討を行い、必要がある場合は計画の見直しを行います。
---------------------	--

下水道事業を通じて「SDGs」の達成に貢献します。

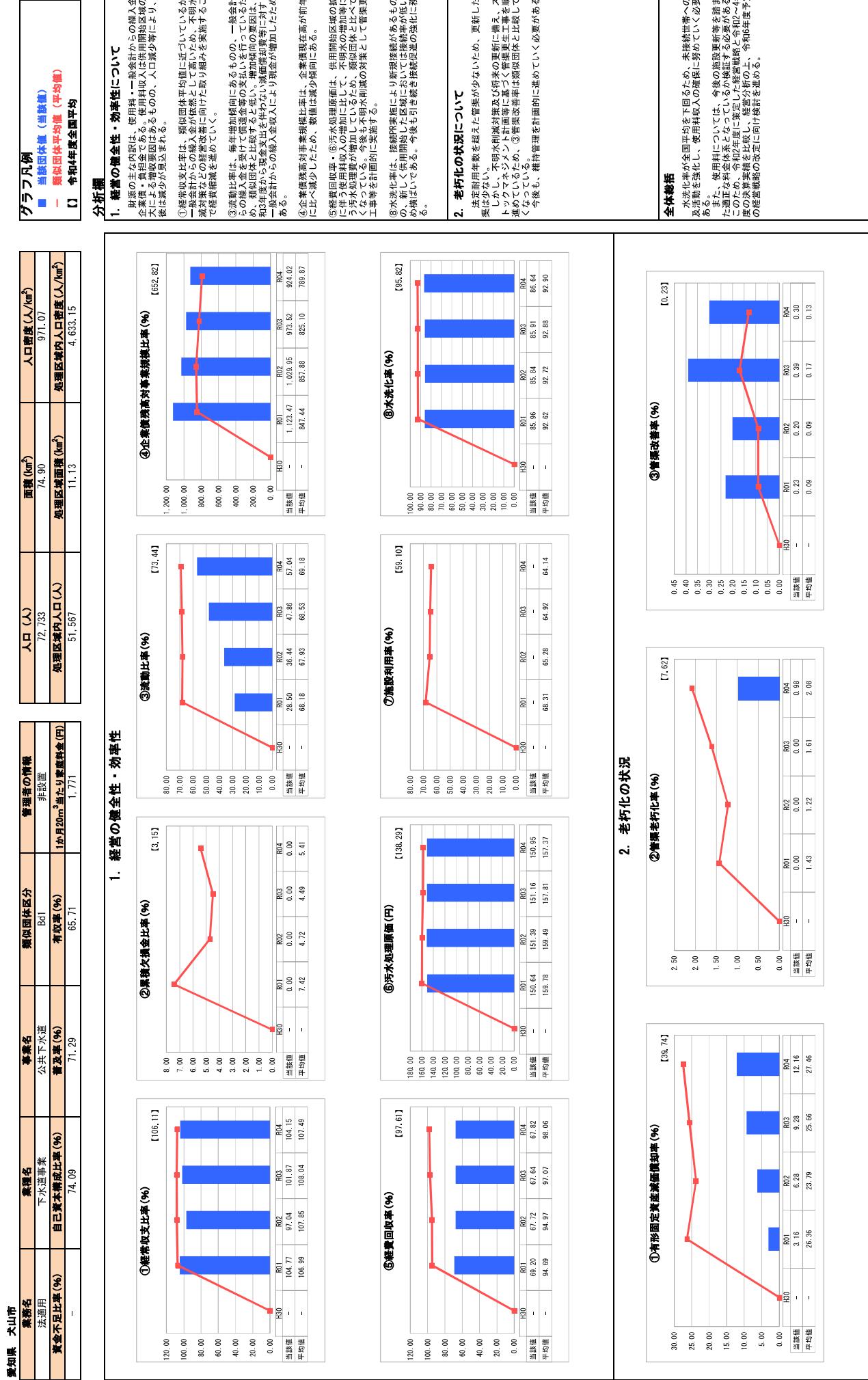
SDGsは、2015年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす国際的な行動目標で、17のゴール（目標）と169のターゲットから構成されます。

【下水道事業と関連するSDGs】



すべての人に
健康と福祉を
安全な水とト
イレを世界中
に
住み続けられ
るまちづくり
を
つくる責任
つかう責任
気候変動に具
体的な対策を
海の豊かさを
守 ろ う
平和と公正を
すべての人に
パートナーシ
ップで目標を
達成しよう

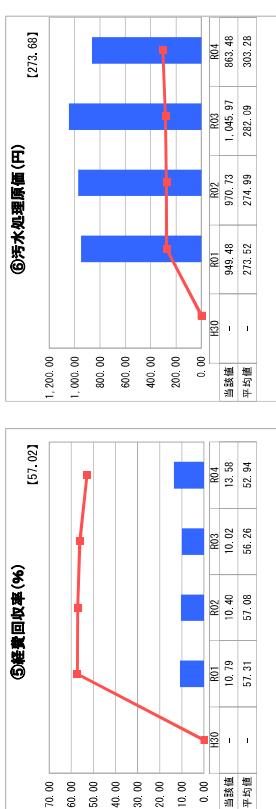
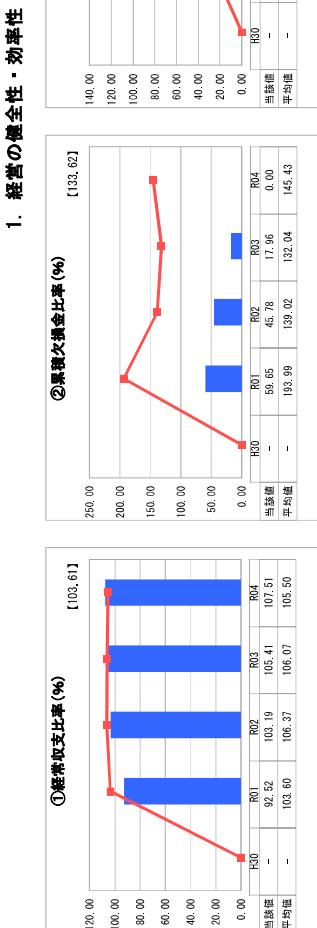
経営比較分析表（令和4年度決算）



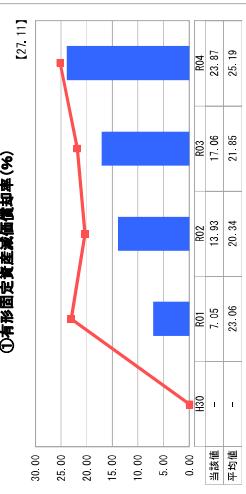
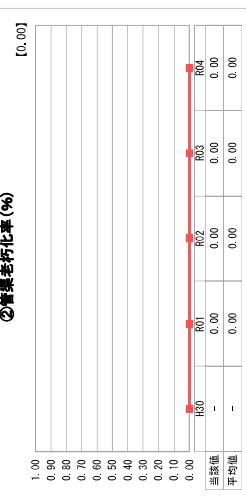
* 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法適用企業では算出できなかったため、法適用企業のみの類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

経営比較分析表（令和4年度決算）

愛知県 大山市		事業名		類似団体区分		管理者の情報	
業種名	業種名	事業名	事業名	F2	F2	手設置	手設置
法適用	下水道事業	農業集落排水	農業集落排水				
資金不足比率(%)	自己資本比率・比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり運営料金(円)	56,92	1,711	



老朽化の状況



グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 総合団体平均値（平均値）
- 令和4年度全国平均

累業公

1. 経営の健全性・効率性について

職業年金は事業主が平成13年度より供用開始している。老健事業は実現しており、現在は厚生労働省で運営している。

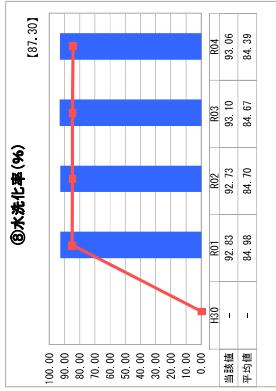
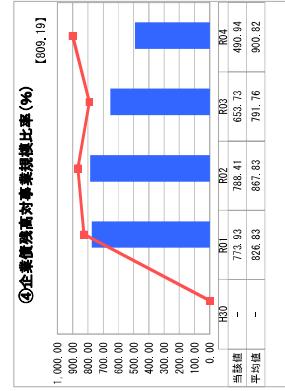
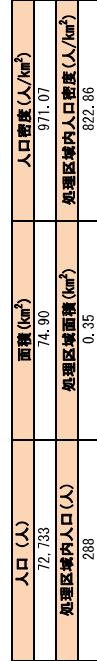
①経営状況は、他の年金制度と比較して、年々減少しているが、令和2年から「年金一括化」による年金の統合によって、年金の支給額が約10%以上も増加する見込みである。

②運営費は、年々減少しているが、年金の支給額が約10%以上も増加する見込みである。

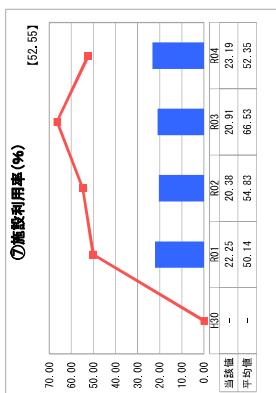
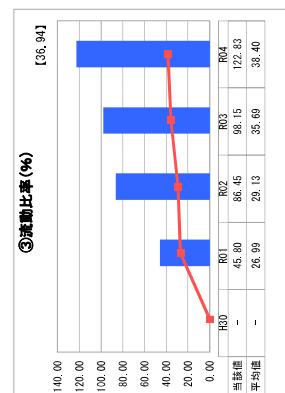
③運営費は、年々減少しているが、年金の支給額が約10%以上も増加する見込みである。

④年金の支給額は、年々減少しているが、年金の支給額が約10%以上も増加する見込みである。

⑤経営回収率は、預金回収率と比較して低くなっている。平成20年



1. 経営の健全性・効率性



累業公

1. 経営

職業年金は事業主が平成13年度より供用開始している。老健事業は実現しており、現在は厚生労働省で運営している。

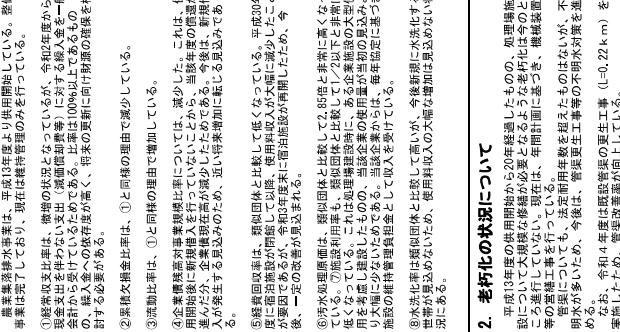
①経営状況は、他の年金制度と比較して、年々減少しているが、令和2年から「年金一括化」による年金の統合によって、年金の支給額が約10%以上も増加する見込みである。

②運営費は、年々減少しているが、年金の支給額が約10%以上も増加する見込みである。

③運営費は、年々減少しているが、年金の支給額が約10%以上も増加する見込みである。

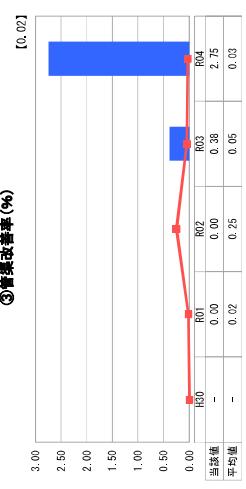
④年金の支給額は、年々減少しているが、年金の支給額が約10%以上も増加する見込みである。

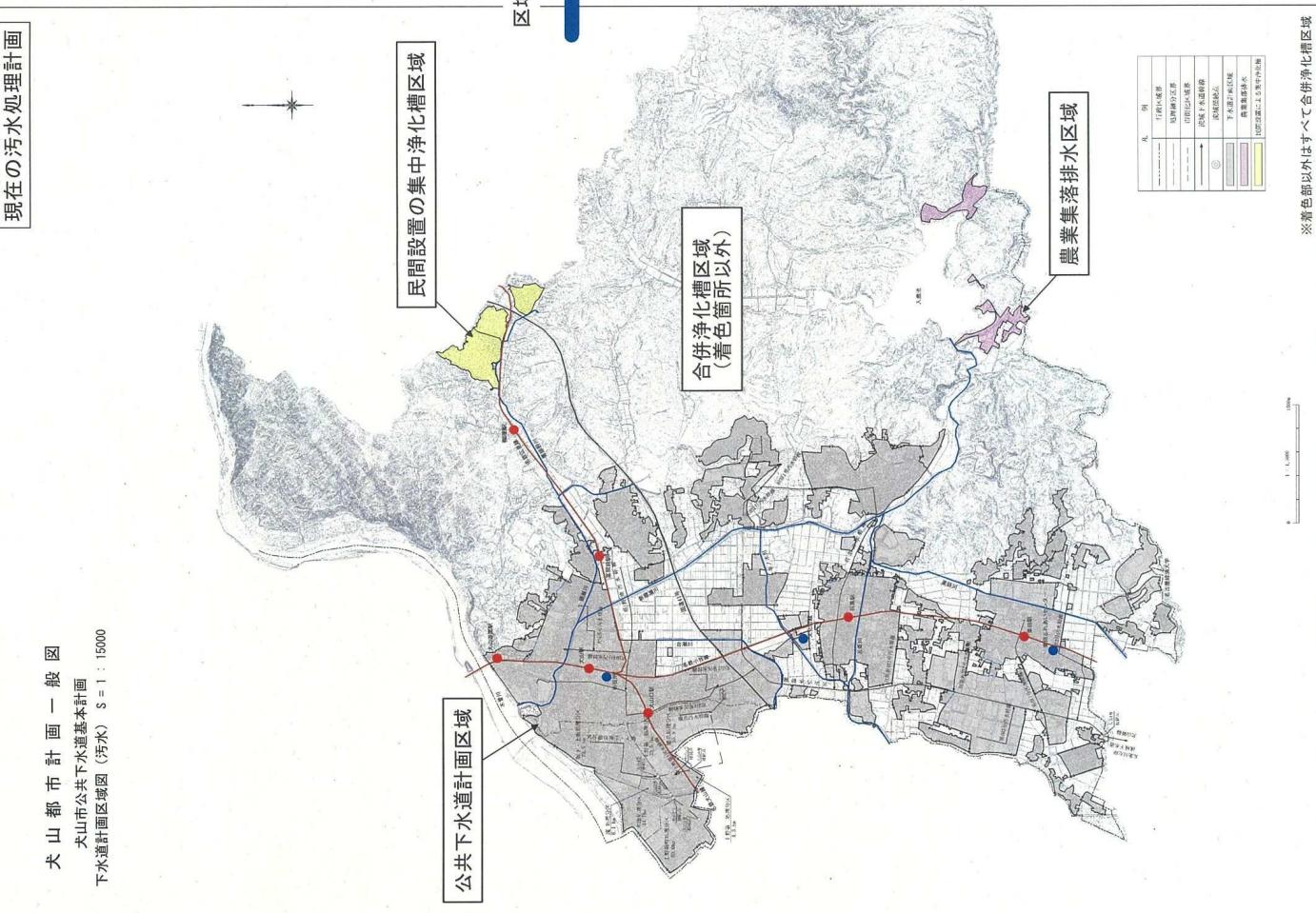
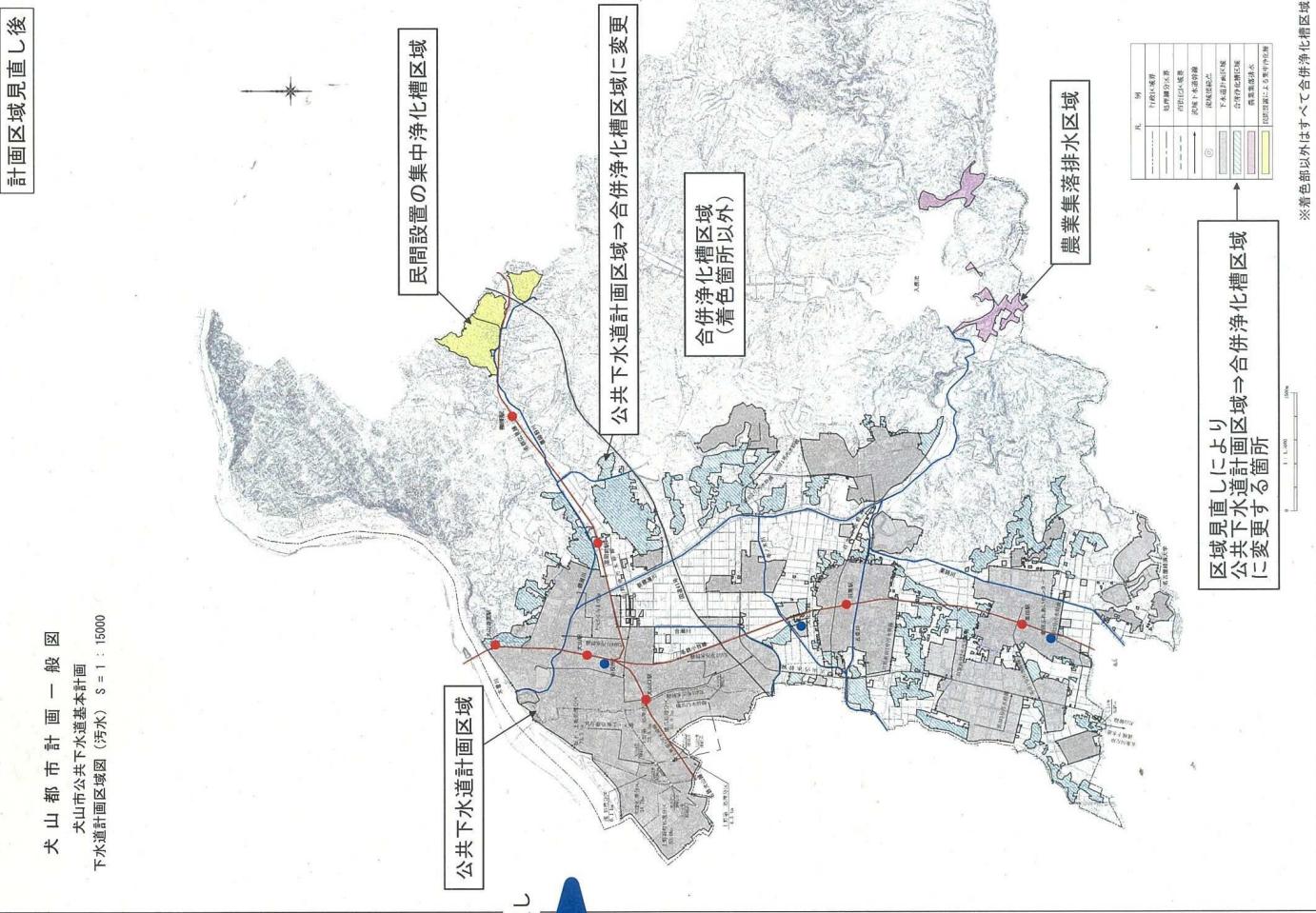
⑤経営回収率は、預金回収率と比較して低くなっている。平成20年



落葉集

め、今後の施設の整備、管轄の新設等の選択肢は見込まれない。しかし、公共下水道への導入を採用するに至るまでの間に、令和3年までの実績を比較し、経営分析の上、今後管轄範囲の拡大による収支見込みを再算定し、改定を進める。





**投資・財政計画
(収支計画)**

(公共下水道事業)

(公共下水道事業)

		年 度		前々年度		〔 決 算 〕		〔 決 算 〕		前 年 度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		令和13年度		令和14年度		令和15年度		令和16年度	
区 分		(A)	528,621	534,178	703,476	700,396	711,448	834,533	828,465	822,714	818,650	810,739	802,017																		
1. 営 業 収 益	人	517,615	515,988	511,006	673,179	663,613	669,137	789,321	780,294	771,674	763,137	754,535	745,935																		
(1) 料 金 収 益	(B)																														
(2) 受 託 工 事 収 益	① 他 外 収 益	10,946	18,190	26,288	30,297	36,783	42,311	45,212	48,171	51,040	55,513	56,204	56,082																		
(3) そ の 他 補 助 金	1,069,487	1,108,742	964,774	982,642	994,334	877,596	897,629	924,739	932,285	932,285	978,677	993,555																			
2. 営 業 支 出	助 金	503,921	530,055	380,662	403,610	420,253	303,995	322,629	347,731	372,753	398,512	414,464																			
(1) 補 助 金	492,521	513,823	364,263	389,986	403,604	286,306	305,700	330,667	355,543	382,161	396,972																				
(2) 長 期 前 受 金	入 金	467,899	5,000	11,400	16,227	16,399	16,524	16,939	16,929	17,070	17,210	17,351	17,492																		
(3) そ の 他 補 助 金	入 金	558,301	565,333	578,505	583,940	578,970	573,329	574,359	574,518	576,870	579,400	579,033	579,259																		
1. 営 業 費 用	(C)	1,559,845	1,603,665	1,646,036	1,668,250	1,683,038	1,705,782	1,712,129	1,725,744	1,747,453	1,770,935	1,785,416	1,795,872																		
(1) 職 員 給 与 費	用	1,430,708	1,494,490	1,549,930	1,570,290	1,582,616	1,605,342	1,609,019	1,618,839	1,635,606	1,652,783	1,669,894	1,686,882																		
(2) 給 与 費	基 本 給	13,900	14,064	14,064	14,064	14,064	14,064	14,064	14,064	14,064	14,064	14,064	14,064																		
(3) 退 職 給 付 費	用	1,114	183	182	172	162	152	142	132	132	132	132	132																		
1. 営 業 費 用	(D)	514,887	562,156	568,199	570,421	574,325	593,114	583,009	579,736	580,257	580,761	583,712	574,954																		
(1) 動 力 費	費	1,910	2,705	2,836	2,866	2,888	3,065	3,091	3,117	3,143	3,169	3,356	3,383																		
(2) 修 繕 費	料	28,045	18,250	15,362	14,570	13,718	20,612	14,916	14,056	14,064	14,064	14,064	14,064																		
(3) 減 価 債 債	の 他	541,111	550,001	552,985	557,719	569,437	565,002	562,563	562,942	560,296	560,296	556,875	553,993																		
2. 営 業 利 恵	(E)	881,469	896,446	945,843	963,981	972,403	976,340	990,122	1,003,235	1,019,461	1,038,139	1,042,294	1,050,040																		
(1) 支 払 利 恵	用	94,300	106,576	95,506	97,360	99,822	99,840	102,510	106,285	111,247	117,547	121,922	125,390																		
(2) 支 出	の 他	9,178	9,212	9,414	9,726	9,973	9,974	10,241	10,193	11,155	11,155	11,830	12,528																		
経 常 損 益	(F)	34,837	2,539	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600																		
特 別 利 益	(G)	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																		
特 別 損 益	(H)	169	150	△ 150	△ 600	△ 600	△ 600	△ 600	△ 600	△ 600	△ 600	△ 600	△ 600																		
当 年 度 純 利 益 (又は純損失) (I)	(J)	35,168	2,449	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																		
緑 越 利 益	(K)	331,063	366,826	379,438	389,036	397,557	415,763	428,717	442,591	456,739	463,261	479,781																			
累 積 損 金	(L)	302,988	306,901	324,591	373,610	1,001,086	1,286,207	1,652,997	2,083,885	2,563,633	3,087,864	3,622,906	3,890,940																		
支 払 金 不 足 額	(M)	62,380	68,394	67,734	67,598	66,638	67,192	66,421	64,738	64,021	63,300	62,578																			
地 方 財 政 法 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 額 (N)	(O)	91,763	90,179	822,858	776,117	707,448	641,573	625,715	615,116	618,756	619,432	615,700																			
資 本 不 足 額	(P)	738,732	701,531	695,859	608,597	560,236	487,261	423,257	408,569	398,159	403,051	404,553	402,336																		
業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (Q)	(R)	173,031	210,244	213,320	214,261	215,881	220,187	218,316	217,146	216,957	215,705	214,879	212,834																		
累 積 損 金 比 率 (1) × 100)																															
地 方 財 政 法 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 額 (L)	(M)	528,621	534,178	537,294	703,476	700,396	711,448	834,533	828,465	822,714	818,650	810,739	802,017																		

樣式第2号（法適用企業・資本的収支）

投資・財政計画
(收支計画)

公井下水道事

(单位：毛田 稅込)

其他合計繩7全

(卷六·王田)

**投資・財政計画
(収支計画)**

(農業集落排水事業)

(単位:千円税抜)

区分		年 度		前々年度		(決算)〔見込〕		前年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		令和13年度		令和14年度		令和15年度		令和16年度		
		(A)	16,350	19,659	20,183	21,814	21,964	22,119	23,519	23,722	23,928	24,134	24,327	24,522	24,720	24,911	24,041	24,170	24,286	24,493	24,604	24,713	24,823	24,934	24,991	24,991	24,991			
取 益	1. 営 業 収 益	人	4,658	5,225	4,526	6,055	6,134	6,213	7,533	7,658	7,785	7,911	8,041	8,170	8,292	8,421	8,552	8,686	8,817	8,943	9,071	9,197	9,324	9,450	9,579	9,706	9,834	9,962		
取 益	2. 受 託 工 事 収 益	(B)																												
取 益	(3) そ の 他 収 益	外 収 益	人	11,692	14,434	15,657	15,759	15,830	15,906	15,986	16,064	16,143	16,223	16,286	16,352	16,423	16,493	16,567	16,632	16,701	16,770	16,833	16,892	16,952	17,011	17,070	17,129	17,188	17,247	
取 益	(1) 補 助	助 金	人	53,771	55,005	52,955	52,206	52,865	53,474	53,432	53,496	54,090	54,904	55,493	56,071	56,679	57,277	57,875	58,474	59,071	59,669	60,267	60,865	61,462	62,061	62,659	63,257	63,855	64,453	65,051
取 益	(2) 長 期 前 受 収 益	金 戻 入	人	34,488	35,355	32,879	31,829	32,188	32,443	31,456	31,801	32,172	32,649	33,107	33,107	33,107	33,107	33,107	33,107	33,107	33,107	33,107	33,107	33,107	33,107	33,107	33,107	33,107	33,107	
取 益	(3) そ の 他 収 益	金 戻 入	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
取 益	1. 営 業 費 用	(C)	人	70,121	74,724	73,138	74,020	74,829	75,593	76,361	77,218	78,018	79,038	79,820	80,593	81,361	82,129	82,897	83,665	84,433	85,191	85,959	86,727	87,495	88,263	89,031	89,799	90,567	91,335	
取 益	(1) 職 員 給 与 費	基 本 給 費	人	58,917	70,586	71,442	72,398	73,262	74,124	74,944	75,757	76,445	77,263	78,089	78,920	79,757	80,593	81,431	82,267	83,135	84,003	84,871	85,739	86,607	87,475	88,343	89,211	89,077	89,945	89,813
取 益	(2) 給 付 費	退 職 費	人	8,933	9,021	9,021	9,021	9,021	9,021	9,021	9,021	9,021	9,021	9,021	9,021	9,021	9,021	9,021	9,021	9,021	9,021	9,021	9,021	9,021	9,021	9,021	9,021	9,021	9,021	
取 益	(3) 繼 動 力	修 繕 料	人	4,388	5,092	5,098	5,098	5,098	5,098	5,098	5,098	5,098	5,098	5,098	5,098	5,098	5,098	5,098	5,098	5,098	5,098	5,098	5,098	5,098	5,098	5,098	5,098	5,098	5,098	
取 支	(1) 営 業 債 金	外 債 金	人	17,361	28,033	28,379	28,688	28,904	29,136	29,377	29,615	29,853	30,096	30,287	30,487	30,686	30,885	31,084	31,283	31,482	31,681	31,879	32,078	32,277	32,476	32,675	32,874	33,073	33,272	33,471
取 支	(2) 営 業 債 金	内 債 金	人	9,739	10,046	10,046	10,046	10,046	10,046	10,046	10,046	10,046	10,046	10,046	10,046	10,046	10,046	10,046	10,046	10,046	10,046	10,046	10,046	10,046	10,046	10,046	10,046	10,046		
取 支	(3) 減 値 債 金	却 債 金	人	22,884	23,466	23,996	24,643	25,291	25,521	26,500	27,075	27,495	28,105	28,735	29,366	29,995	30,624	31,253	31,882	32,511	33,140	33,769	34,398	35,027	35,656	36,285	36,914	37,543	38,172	
取 支	2. 営 業 利 費	利 用 費	人	3,067	3,113	3,113	3,113	3,113	3,113	3,113	3,113	3,113	3,113	3,113	3,113	3,113	3,113	3,113	3,113	3,113	3,113	3,113	3,113	3,113	3,113	3,113	3,113	3,113		
取 支	(1) 支 手 利 費	手 利 費	人	2,173	2,112	1,695	1,695	1,695	1,621	1,621	1,566	1,566	1,566	1,468	1,468	1,468	1,468	1,468	1,468	1,468	1,468	1,468	1,468	1,468	1,468	1,468	1,468	1,468	1,468	
取 支	(2) 支 出 費	出 費	人	894	1,001	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
取 支	経 常 損 益	(C)-(D)	人	61,984	73,699	73,138	74,020	74,829	75,593	76,361	77,218	78,018	79,038	79,820	80,593	81,361	82,129	82,897	83,665	84,433	85,131	85,899	86,667	87,435	88,203	88,971	89,739	90,507	91,375	
特 别 別 別	利 潟 金	利 潟 金	人	8,137	1,025	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 別 別	利 潟 金	利 潟 金	人	8,137	1,025	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 別 別	利 潟 金	利 潟 金	人	3,776	3,920	4,132	4,307	4,160	4,312	4,508	4,641	4,848	5,019	5,187	5,356	5,524	5,692	5,859	6,027	6,195	6,363	6,531	6,700	6,868	7,036	7,204	7,372	7,540	7,708	
特 別 別 別	利 潟 金	利 潟 金	人	33,804	41,489	53,081	64,870	76,834	88,867	100,616	112,626	124,633	133,708	142,475	15,300	16,067	16,834	17,601	18,368	19,135	19,902	20,669	21,436	22,203	23,971	24,739	25,506	26,273	27,040	27,807
特 別 別 別	利 潟 金	利 潟 金	人	5	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
特 別 別 別	利 潟 金	利 潟 金	人	25,569	27,436	27,502	25,909	22,852	19,728	13,298	10,604	11,103	11,548	11,571	10,466	10,466	10,466	10,466	10,466	10,466	10,466	10,466	10,466	10,466	10,466	10,466	10,466	10,466	10,466	10,466
特 別 別 別	利 潟 金	利 潟 金	人	19,332	19,744	19,853	18,247	15,190	12,050	5,620	2,986	3,425	3,870	3,928	2,856	2,856	2,856	2,856	2,856	2,856	2,856	2,856	2,856	2,856	2,856	2,856	2,856	2,856	2,856	2,856
地 方 財 政 法 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た (L)	業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B)	(M)	16,350	19,659	20,183	21,814	21,964	22,119	23,519	23,722	23,928	24,134	24,327	24,522	24,720	24,911	24,041	24,170	24,286	24,493	24,604	24,713	24,823	24,991	24,991	24,991	24,991	24,991		
資 本 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)																														
健全化法施行令第16条により算定した(N)																														
健全化法施行規則第6条に規定する額(O)																														
健全化法施行令第17条により算定した(P)																														
健全化法第22条により算定した(Q)																														

樣式第2号（法適用企業・資本的收支）

投資・財政計画
(收支計画)

（墨林集萃）

◎ 他会計繕】今

(第1位・王田)

経費回収率の向上に向けたロードマップ（案）

【犬山市公共下水道事業】

国土交通省「下水道事業における収支構造的成果に向けた取組の推進について(令和2年7月22日)」に基づき、下水道事業の健全性・継続性を図ることを目的に、本事業における経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

項目	計画期間									
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
経営戦略計画期間										
経営戦略の改定						見直し				見直し
収入増加	接続率の向上									
	下水道使用料の改定検討		改定		改定					検証
支出削減	不明水対策									
	広域化・共同化									
	民間活用の検討									

本市では経営健全に向けた取組として、次頁に示すとおり各取組を実施していきます。

①経営健全化に関する定量的な業務指標及び目標年限

基本方針の実現に向けた経営目標を以下の通り設定し、具体的な数値目標を掲げることで、経営の見える化を図ります。

項目	令和5年度 (実績)	令和11年度	令和16年度
経費回収率※ (%)	68	100	100
接続率 (%)	87	93	96
不明水率 (%)	36	33	20

※経費回収率については、人口減少や物価上昇等の影響により減少傾向にありますが、目指すべき値として経費回収率100%に近づけるように努めます。

②-1 収入増加のための具体的取組及び実施時期

■接続率の向上

下水道接続のPRを継続して実施し、本経営戦略では令和5年度末の87%から令和16年度末で96%の接続率の向上を目指します。

■下水道使用料の改定

令和7年度に下水道条例を改正し、約半年間の周知期間を経て、令和8年4月から25%、令和11年4月からさらに25%（累計50%）の改定を行い、経費回収率100%達成を目指します。

②-2 支出削減のための具体的取組及び実施時期

■不明水対策

令和5年度の下水道計画区域の見直しで未整備区域約340haを削除しており、その効果として削減できた費用を改築工事に充てることで令和10年度以降に従来以上に改築工事を促進して不明水の削減を図り、不明水率を令和5年度末の36%から令和16年度末で20%まで向上する目標とします。

■広域化・共同化

令和4年度に愛知県が策定する「愛知県汚水処理広域化・共同化計画」において、「管路施設の点検・調査の共同化」に参画し、令和6年度から5市2町（一宮市、犬山市、江南市、稻沢市、岩倉市、大口町、扶桑町）による共同発注を実施しています。

農業集落排水事業については、公共下水道への接続を検討していきます。

■民間活用の検討

将来的には、老朽化した管路が増加し、職員数の減少等により適切な維持管理や更新が困難になるおそれがあります。

そのため、民間事業者のノウハウを生かし、効率的な業務を行っていくため、今後、ウォーターPPP等の民間活用の導入に向けて検討を行います。

③収支構造の改善の要否等について、少なくとも5年に1度の頻度で、定期的な検証・見直しを行う旨

毎年度の決算後に実績との比較を行い、実態と大きく乖離する場合は、その原因を分析します。

また、5年ごとの中期スパンで経営分析等の再検討を行い、必要がある場合は計画の見直しを行うとともに、物価上昇率や企業債利率の設定等の社会情勢の影響を考慮して検討するものとします。